

栃木県会計年度任用職員【博物館解説員】 募集要項

栃木県立博物館では、会計年度任用職員【博物館解説員】の募集を行います。

1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
1名	栃木県立博物館 宇都宮市睦町2-2	<ul style="list-style-type: none">・展示資料の解説・展示資料の監視及び整理・観覧者の受付及び案内・その他博物館業務に関すること

2 勤務条件

- (1) 任用期間 令和2(2020)年8月1日から令和3(2021)年3月31日まで
※1 採用後、1か月間は条件付採用期間(試用期間)となります。なお、1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、15日に達するまで延長します。
※2 勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、任用期間満了後に再度採用されることがあります(最初の採用から最長で5年間)。
- (2) 勤務時間 週30時間、1日7時間30分、週4日勤務
午前8時45分から午後5時15分まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日の勤務があります。
※1 交代制で午前11時から午後2時の間の1時間が休憩時間です。
※2 原則、時間外勤務はありません。
- (3) 休日 土曜日又は日曜日、月曜日(祝日を除く)、
12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) 給与
① 月額 116,593円
② 地域手当 4,080円当方規程により毎月支給します。
③ 通勤手当 当方規程により通勤手当を支給します。
④ 期末手当 当方規程により、一定条件を満たした場合、期末手当を支給します。
(年2回:6月及び12月)
- (5) 有給休暇 年次有給休暇(任用期間が6か月以上の者)ほか
- (6) 社会保険 雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入します。
災害補償については、「労働者災害補償保険法」又は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」によります。
- (7) 職務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることとなります。

3 募集対象

次の(1)から(3)の全てを満たす者

- (1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者
(次のいずれにも該当しない者)

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 高等学校卒業以上の者

(3) 基本的なパソコン操作 (Word、Excel 等を用いた文章や表の作成) ができる者

4 受付期間

令和2(2020)年6月12日(金)から令和2(2020)年7月10日(金)

5 選考方法

書類審査のほか、小論文及び就労への意欲や適性などについて個別に面接を行います。

(1) 選考日 令和2(2020)年7月16日(木)

(2) 場 所 栃木県立博物館

※受付の状況により、選考日時が変更になることがあります。

6 申込方法

応募される方は、次の(1)～(3)の書類を下記の送付先まで簡易書留郵便により郵送又は持参してください。【令和2(2020)年7月10日(金)必着】

(1) 願 書 (様式1、写真付)

(2) 履歴書 (様式2、写真付)

* (3) 最終学校卒業証明書

*平成26(2014)年4月1日以降に栃木県立博物館非常勤嘱託員に採用となった者で、かつ最終学校卒業証明書又は卒業見込証明書を既に提出済みの者については不要。

※願書及び履歴書の様式は、必ず栃木県立博物館ホームページからダウンロードしたものに記入のうえ、提出してください。(アドレス <http://www.muse.pref.tochigi.lg.jp/>)

※願書及び履歴書には、同一写真を貼付してください。

写真は大きさ縦40mm×横30mm、本人単身胸から上、6ヶ月以内に撮影のものを使用。

※郵送の場合には、封筒の表に「会計年度任用職員 博物館解説員 選考願書在中」と朱書きしてください。

※持参の場合には、平日(月曜日を除く)の9:30～16:30の間にお越しください。

※提出された書類は、返却しませんのでご了承ください。

○応募書類の送付・提出先 (問い合わせ先)

〒320-0865 栃木県宇都宮市睦町2-2

栃木県立博物館 総務課 (TEL 028-634-1311)

7 結果の発表

選考結果については、本人に連絡します。